

【申請期間】
売買契約を締結した日から60
日以内

事業計画書

【空き家媒介手数料補助金】（市バンク物件取引者用）

交付対象者の要件（すべての要件を満たす者）
☐ 大洲市空き家バンクの所有登録者または利用登録者である。
☐ 大洲市空き家バンクを通じ、登録物件の売買契約を締結した。
☐ 転売・転貸等を目的とした契約ではない。
☐ 購入する者は当該物件に居住（住民登録）する。＜利用登録者＞
☐ 所有者と購入する者は3親等内の親族ではない。
☐ 市税等（前住所地を含む）の滞納がない。
☐ 暴力団員等ではない。
☐ この補助金を活用したことがない。

事業内容					
利 用 者 番 号					
物 件 所 在 地	大洲市				
物件登録番号					
契 約 日	年 月 日				
契 約 金 額	円				
媒介手数料	円				
媒介業者	(県内業者限定)				
他の公的助成制	利用の有無	☐ あり ・ ☐ なし			
度 の 利 用	※ありの場合	制度名		金額	円